

令和2年度第1回新宿区国民健康保険運営協議会 委員意見一覧

次の委員より、審議を行うにあたり意見が寄せられました。

| 委員名 | 意見の種類 | 意見 |
|---------|----------------------------|--|
| 近藤なつ子委員 | <p>諮問事項について</p> | <p>■国民健康保険加入者に傷病手当金を支給することは制度として一歩前進と考え、可とします。</p> <p>ただし、加入者のうち約7,300人もいる個人事業主、家族従事者、フリーランスが対象外とされていることは問題です。特にフリーランスは持続化給付金の対象に全ての方が該当するのかも不明ですし、新型コロナウイルスに感染すれば当然仕事が出来ず収入は減りますが「売上が前年同月比50%以上減少」という条件に該当しなければ「制度の活用」すら出来ません。持続化給付金があるから「対象外」という理由は成り立ちません。</p> <p>区として国に対し個人事業主、家族従事者、フリーランスなどの事業者も傷病手当の対象とし予算を計上するよう要望し、まずは区の条例で対象にしてください。</p> <p>また、埼玉県朝霞市では条例で対象とならない個人事業主を一律20万円の傷病見舞金支給したり、千葉県市川市では傷病手当金に上乗せし最大20万円支給するなど、独自の対策を講じています。新宿区としても区民の健康、くらしを守るため独自施策を含め、更なる対策が求められます。</p> <p>更に9月30日までの限定的な制度として提案されていますが、恒久的な制度にするべきです。</p> |
| | <p>その他、国民健康保険事業の改善について</p> | <p>■18年連続値上げがされている国民健康保険料の引き下げを行ってください。</p> <p>立川市ではコロナの影響を考慮し今年度の国保料の値上げを撤回する決断をしました。調布市では就学前児童などの国保料を1万円減額します。新宿区として工夫を行い、負担の重い国保料の引き下げの実施を求めます。</p> <p>■資格証明書については短期保険証に切り替え、安心して医療を受けられるようにしてください。</p> <p>資格証明書の方でも新型コロナウイルス感染症の疑いや治療での窓口負担はないとされていますが、その他の診察・治療が行われれば10割負担となります。これでは感染していても検査や治療を躊躇することになり、感染を拡大させる可能性があります。早期発見・早期隔離・治療を促進し、公衆衛生を守る立場からも、資格証明書の短期保険証への切り替えを求めます。</p> |

| | | |
|----------------|-----------------|---|
| <p>大山とも子委員</p> | <p>諮問事項について</p> | <p>国民健康保険での傷病手当の支給は一步前進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に傷病手当をとの要望は一貫してありました。政府が3月、新型コロナ対策として感染患者や新型コロナウイルス感染疑いとなった国民健康保険加入の労働者（非正規雇用・パート、家族従業者など）について、傷病手当の支給を認め、財源は国が負担することを決めたことは、重要な一步と言えます。 <p>自営業者やフリーランスの方も傷病手当は必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、国保運営協議会に出された案は、自営業者やフリーランスの方は対象になっていません。自営業者やフリーランスの方たちが新型コロナウイルス感染症になっても、安心して休むことができるように、傷病手当が必要です。 <p>自治体の判断で対象者の拡大は可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月26日の参院厚生労働委員会で日本共産党議員の質問に政府は、「市町村長の判断で被用者以外の方も含めまして対象とすること自体は可能」と答弁しています。 ・神奈川県では、「厚生労働省の示した条例参考例に対するQ&A」を出しています。その中には「今回の傷病手当金の支給対象は、給与等の支払いを受けている被保険者に限定しているが、自営業者であっても感染拡大という視点で、休みやすい環境を作るという点で支給対象にしてもよいと考えるが、どうして対象としないのか」の質問に対し「観戦拡大防止という視点で休みやすい環境を作るという点で、自営業者も対象とすべきという考え方は、国保制度における被保険者構成や傷病手当金の性格を考えた場合、否定されるものではありません。」と答えています。 <p>自営業者などに対象拡大した自治体はある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県岩美町では、国の制度による傷病手当の対象とならない個人事業主等に対して、町独自に傷病給付金を支給することを決めました。 ・埼玉県朝霞市は、自営業者などの事業収入の方で新型コロナウイルス感染症に感染し、事業活動の休業または縮小等をした方へ傷病見舞金を支給することにしました。 <p>都へも財政支援を要望し、自営業者やフリーランスの方々へも拡大を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者やフリーランスの方々への傷病手当の対象拡大は切実です。区独自で決断すれば実施することは可能です。同時に、財政支援を東京都に求めることも含め、区として対象を拡大することを求めます。 以上 |
|----------------|-----------------|---|